

					北関東防衛局達第 28 号
改正	平成 20 年	1 月	1 日	北関東防衛局達第	1 号
	平成 20 年	2 月	27 日	北関東防衛局達第	3 号
	平成 20 年	3 月	31 日	北関東防衛局達第	12 号
	平成 20 年	4 月	28 日	北関東防衛局達第	15 号
	平成 23 年	4 月	1 日	北関東防衛局達第	16 号
	平成 27 年	10 月	1 日	北関東防衛局達第	7 号
	令和 3 年	10 月	1 日	北関東防衛局達第	2 号

防衛省における電子署名に関する訓令（平成 15 年防衛庁訓令第 64 号）を実施するため、北関東防衛局における電子署名に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

北関東防衛局長 徳地 秀士

北関東防衛局における認証局システムによる電子署名に関する達

（通則）

第 1 条 北関東防衛局において職員が職務上作成した電磁的記録が真正なものであることを認証するための認証局システムによる電子署名について必要な事項は、防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令（以下「訓令」という。）に定めがあるもののほか、この達によるものとする。

（電子署名）

第 2 条 電子署名（訓令第 2 条第 2 号に規定する電子署名をいう。以下同じ。）は、第 3 条第 3 項の規定により交付された IC カード（訓令第 2 条第 9 号に規定する IC カードをいう。以下同じ。）を用いて行うものとする。

2 官職署名符号を用いて電子署名を行うことができる官職及び組織の名称は、別表に掲げるとおりとする。

（IC カードの発行等）

第 3 条 総務部長は、北関東防衛局、北関東防衛局長（以下「局長」という。）及び北関東防衛局次長に係る電子署名を行うために必要がある場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、官職署名符号、官職署名検証符号（訓令第 2 条第 4 号に規定する官職署名検証符号をいう。）及び官職証明書（訓令第 2 条第 5 号に規定する官職証明書をいう。）（以下「IC カード」という。）の発行を局長に申請するものとする。

- (1) 発行する官職又は組織の名称（日本語及び英語）
- (2) 複数発行を必要とする場合は、その理由及び枚数
- (3) 発行希望年月日

2 各部長（総務部長、企画部長、調達部長、管理部長及び装備部長をいう。以下同じ。）は、電子署名を行うために必要がある場合は、前項各号に掲げる事項を記載した書面により、IC カードの発行を局長に申請するものとする。

3 局長は、前 2 項の申請を受理した場合は、訓令第 4 条第 3 項の規定により運用企画局長から当該申請に係る IC カードの交付を受け、当該 IC カードを総務部長等に交付するものとする。

（IC カードの失効）

第 4 条 各部長は、訓令第 5 条各号に掲げる事由が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した書面に失効させる IC カードを添付して、遅滞なく局長に IC カードの失効を申請しなければならない。ただし、当該申請が盗難及び紛失等の事由によるものであるときは、IC カードを添付することを要しない。

- (1) 失効させる官職又は組織の名称（日本語及び英語）

(2) 失効理由

(3) 失効希望年月日

2 局長は、前項の申請を受理した場合は、訓令第5条第1項の規定により、運用企画局長にICカードの失効を申請しなければならない。

(ICカードの記録)

第5条 総務課長は、ICカード記録簿（次項及び第3項において「記録簿」という。）を備えるものとする。

2 総務課長は、訓令第4条第3項の規定により局長に対してICカードが交付等されたとき並びに訓令第5条第2項の規定によりICカードが失効されたときは、速やかに前項に定める記録簿に記録するものとする。

3 総務課長は、第3条第3項及び第5条第2項の規定により各部長にICカードが交付等されたときは、速やかにその旨を記録簿に記録するものとする。

(保管責任者)

第6条 局長は、訓令第6条第2項に規定するICカードの保管責任者（次条において「保管責任者」という。）の指定は、別記別紙様式による保管責任者指定書によるものとする。

(保管)

第7条 保管責任者は、ICカードを金庫その他安全なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(委任規定)

第8条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年1月1日北関東防衛局達第1号）

この達は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年2月27日北関東防衛局達第3号）

この達は、平成20年2月27日から施行し、同月14日から適用する。

附 則（平成20年3月31日北関東防衛局達第12号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日北関東防衛局達第15号）

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則（平成23年4月1日北関東防衛局達第16号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日北関東防衛局達第7号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日北関東防衛局達第2号）

この達は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

官職及び組織の名称
北関東防衛局
北関東防衛局長
北関東防衛局次長
北関東防衛局防衛補佐官
北関東防衛局会計監査官
北関東防衛局総務部長
北関東防衛局企画部長
北関東防衛局調達部長
北関東防衛局管理部長
北関東防衛局装備部長
北関東防衛局総務部総務課長
北関東防衛局総務部会計課長
北関東防衛局総務部契約課長
百里防衛事務所長
宇都宮防衛事務所長
前橋防衛事務所長
千葉防衛事務所長
横田防衛事務所長
新潟防衛事務所長
小笠原出張所長
特別調達資金契約等担当官北関東防衛局長
特別調達資金出納命令官北関東防衛局総務部長
特別調達資金出納官吏横田防衛事務所長
支出負担行為担当官北関東防衛局長
官署支出官北関東防衛局総務部長
歳入徴収官北関東防衛局総務部長
物品管理官北関東防衛局総務部長
物品管理官北関東防衛局管理部長
分任物品管理官百里防衛事務所長

分任物品管理官宇都宮防衛事務所長
分任物品管理官前橋防衛事務所長
分任物品管理官千葉防衛事務所長
分任物品管理官横田防衛事務所長
分任物品管理官新潟防衛事務所長
分任物品管理官小笠原出張所長
契約担当官北関東防衛局長
契約担当官横田防衛事務所長
収入官吏北関東防衛局総務部会計課課長補佐
資金前渡官吏北関東防衛局総務部会計課課長補佐
資金前渡官吏横田防衛事務所長
歳入歳出外現金出納官吏北関東防衛局総務部会計課課長補佐
有価証券取扱主任官北関東防衛局総務部会計課課長補佐
北関東防衛施設地方審議会
北関東防衛施設地方審議会長